

水戸市立飯富中学校いじめ防止基本方針【ダイジェスト版】

水戸市立飯富中学校いじめ防止基本方針を策定しました。これは、平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」、本年4月に策定された水戸市いじめ防止基本方針に沿って、本校におけるいじめ防止のための対策を推進する取組を記したものです。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に必要な危機を生じさせるおそれがあるものです。いじめを防止し、生徒が生き生きと活動し、それぞれの夢の実現に向けて取り組めるよう学校教育活動を展開していくことを示しました。

☆ いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる可能性があります。学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促します。

☆ いじめ防止等のための取組

- ①いじめの防止は、未然防止、早期発見、即時対応を柱として行います。
- ②いじめ防止のための取組を、年間計画を作成して行っていきます。
- ③生徒実態調査を定期的実施し早期発見・早期対応に努めます。
- ④学校全体でいじめ防止の意識を高め、また、いじめ対策の資質を向上させます。

☆ 「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止の取組の中核を担います。

☆ 地域・保護者との連携して、いじめ防止に努めます。

◎いじめ防止等の具体的な取り組み

- 生活指導計画の充実
- 社会性の育成～職業体験、職場体験、幼小中交流、市民センター交流、等
- 生徒会活動によるいじめ防止の取り組み～あいさつ運動、いじめ防止フォーラム
- 日常的な職員間の連携・情報交換
- いじめ相談・相談ポストの設置（放送室横に設置）
- 定期的なアンケート
- 教育相談の実施（随時、11月）
- 日常の生徒観察
- スクールカウンセラー、こころの教育相談員の活用

※いじめ発生時における連絡体制を構築しました。

◎重大事態発生時の対応を別に定めました。